

3年度の各種保険料に関するお知らせ

国民健康保険料率などが決まりました

国民健康保険課資格賦課係(☎5722-9810、☎5722-9339)

保険料は、医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金などにより毎年見直しを行っています。3年度の保険料通知書は、6月にお送りします。

保険料の計算方法

年間保険料＝基礎分(医療分)＋後期高齢者支援金分＋介護分(40～64歳)


	所得割額	均等割額
基礎分 限度額63万円	加入者の算定基礎額★ ×7.13%	38,800円 ×加入者数
後期高齢者支援金分 限度額19万円	加入者の算定基礎額★ ×2.41%	13,200円 ×加入者数
介護分 限度額17万円	加入者の算定基礎額★ ×2.01%	17,000円 ×加入者数

★算定基礎額＝前年の総所得金額等－地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)

保険料の減免について

低所得世帯の均等割額の軽減

前年の世帯全員の所得が一定基準以下の場合、保険料を減額します。世帯に前年の所得申告をしていないかたがいる場合は、減額になりません。倒産や解雇などで失業したかたの軽減(申請が必要)


離職日に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者のうち、雇用保険受給資格者証(離職理由コードが11・12・21～23・31～34)を持っているかたが対象です。申請方法など詳細は、ホームページ(コード①)をご覧ください。 

家族の勤務先の健康保険被扶養者になれるか確認を


被扶養者として家族の勤務先の健康保険に加入した場合は、保険料がかかりません。詳細は勤務先に確認してください。

加入・脱退の手続きは14日以内に

国民健康保険被保険者が就職や扶養に入るなどで、本人または家族の職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

また、退職や扶養から外れたなどで職場の健康保険ではなくなった場合は、国民健康保険または職場の任意継続の健康保険に加入してください。加入・脱退の手続きなど詳細は、ホームページ(コード②)をご覧ください。 

ご相談ください 中小企業向け制度融資

区内中小企業が、経営に必要な資金融資を低利で受けられるように、取り扱い金融機関に対して、区が融資のあっせんを行っています。融資相談・申し込みは予約が必要です。詳細はホームページ(コード④)をご覧ください。 

融資名(略称)	資金用途など	貸付限度額	期間	利率
中小企業資金融資(マル目)	材料の仕入れ、手形の決済、店舗改装、機械購入などの一般事業資金	企業2,000万円、組合3,000万円	運転資金＝5年以内、設備資金＝7年以内、運転・設備併用＝5年以内(いずれも据え置き6カ月可)	1.8%以内 (区補助0.4%、本人負担1.4%以内) *商店会加入、環境配慮の設備、事業承継、〈新設〉働き方改革の場合は、区補助0.8%、本人負担1.0%以内
小規模企業資金融資(マル小)	従業員30人(卸売・小売・サービス業は10人)以下の法人・個人企業対象の一般事業資金(従業員数は3年度中の申し込みの場合)	1,000万円	運転資金＝5年以内、設備資金＝7年以内、運転・設備併用＝5年以内(いずれも据え置き1年可)	1.8%以内 (区補助0.7%、本人負担1.1%以内) *商店会加入、環境配慮の設備、事業承継、〈新設〉働き方改革の場合は、区補助1.4%、本人負担0.4%以内
小口零細企業資金融資(小口)	従業員20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の小規模事業者(NPO法人を除く)対象の一般事業資金	2,000万円(信用保証協会の保証付融資の残高を合算)	運転資金＝5年以内、設備資金＝7年以内、運転・設備併用＝5年以内(いずれも据え置き1年可)	1.8%以内 (区補助1.0%、本人負担0.8%以内) *商店会加入、環境配慮の設備の場合は、区補助1.4%、本人負担0.4%以内
中小企業創業支援資金融資(創業)	区内に主たる事業所を置いて創業予定または創業して1年未満の事業者対象の一般事業資金	1,000万円、特定創業(※1)の場合は1,500万円(創業しようとする場合は、かつ自己資金の範囲内)	運転資金＝7年以内、設備資金＝9年以内、運転・設備併用＝7年以内(いずれも据え置き1年可)	1.8%以内 (区補助1.6%、本人負担0.2%以内)
中小企業借換・一本化融資(マル借)	区の制度融資で借入れがある中小企業の返済負担を軽減するための制度。対象は、マル小、小口、創業、経安(※2)、コロナ(※3)のうち、6カ月(3年度中は1カ月)以上の元金返済実績があるもの(条件変更を行ったものを除く)。新規資金の追加も可(既往の借入れが単数の場合は新規資金の追加が必要)	2,000万円	運転・設備資金＝7年以内(据え置きなし)	1.8%以内 (区補助0.9%、本人負担0.9%以内)

※1 特定創業＝特定創業支援事業による支援を受けて創業するかた
 ※2 経安(経営安定資金特別融資)＝倒産した取引先に50万円以上の売掛金債権があるなどの企業の経営安定を図るための運転資金
 ※3 コロナ(新型コロナウイルス対策緊急融資)＝感染症の拡大により経営に急激な影響を受けた中小企業者を支援するための融資のあっせん
 ●このほかに、工業近代化資金融資(工近)、商業近代化資金融資(商近)、中小企業災害復旧資金融資(マル災)、公衆浴場確保対策資金融資(マル浴)があります
 ●小口と創業は、都の制度との連携により、信用保証料の補助が受けられる場合があります
 ●融資制度の内容は、年度途中で変更する場合があります

3年度から65歳以上のかたの介護保険料が変わりました

介護保険課介護保険資格・保険料係(☎5722-9845、☎5722-9716)

3～5年度の保険料を、下表のとおり改定しました。4/9頃に改定のお知らせと、次の①または②のかたには介護保険料仮徴収通知書をお送りします。なお、3年度年間保険料額の通知書(特別徴収・普通徴収)は、7月にお送りします。

- ① 2年度の前半と後半で保険料額が大きく変わると予想される
- ② 4月または6月に特別徴収を開始する

所得段階	対象者判定基準(所得などの状況)	算定式	年額	平均月額	
1	生活保護または老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税	×0.30(軽減前0.50)	22,320円(軽減前37,200円)	1,860円(軽減前3,100円)	
2	世帯全員の住民税が非課税で 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が	80万円以下	★基準額 ×0.65(軽減前0.70)	48,360円(軽減前52,080円)	
3		80万円を超え120万円以下			
4		120万円を超える			
5	本人の住民税が非課税、かつ世帯員が課税で	80万円以下	×0.85	63,240円	5,270円
6	80万円を超える	★基準額	74,400円	6,200円	
7	本人の住民税が課税で、合計所得金額が	125万円未満	★基準額 ×2.40	178,560円	
8		125万円以上200万円未満			
9		200万円以上300万円未満			
10		300万円以上400万円未満			
11		400万円以上600万円未満			
12		600万円以上800万円未満			
13		800万円以上1,000万円未満			
14		1,000万円以上1,200万円未満			
15		1,200万円以上1,500万円未満			
16		1,500万円以上2,000万円未満			
17	2,000万円以上	×3.60	267,840円	22,320円	

国民年金保険料が決まりました

国民年金事務所(☎3770-6421、☎3770-6849)

3年度の保険料は、月額16,610円(付加保険料込みの金額は17,010円)です。4/30までに前納すると割引になります。クレジットカード払いも可能で、口座振替は早割制度があります。詳細は日本年金機構ホームページ(コード③)をご覧ください。 